

令和5年度 港湾請負工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																																								
第3部 その他の積算基準 第3編 土質調査業務 P3-1-4	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="264 236 1048 459"> <thead> <tr> <th>直接調査費 +間接調査費</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え7,000万円以下</th> <th>7,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>59.9%</td> <td>285.3</td> <td>-0.113</td> <td>37.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え7,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、 Z : 諸経費率 (単位: %) Y : 直接調査費+間接調査費 (単位: 円) A、b : 変数値</p> <p>注) 1. 諸経費率 (Z) の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。 2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	37.1%	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="1160 236 1944 459"> <thead> <tr> <th>直接調査費 +間接調査費</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3,000万円以下</th> <th>3,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え3,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、 Z : 諸経費率 (単位: %) Y : 直接調査費+間接調査費 (単位: 円) A、b : 変数値</p> <p>注) 1. 諸経費率 (Z) の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。 2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%	
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの																																							
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																							
		A	b																																								
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	37.1%																																							
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円 を超えるもの																																							
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																							
		A	b																																								
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%																																							